

伊賀上野ケーブルテレビ株式会社 ケーブル TV Wi-Fi サービス利用規約

(規約の適用)

本規約は、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス（以下「Wi2」という。）が定める「サービス契約約款」および「ケーブル TV Wi-Fi サービス利用規約」（以下「サービス契約約款等」という。）に基づきケーブル TV Wi-Fi サービス（以下「ケーブル TV Wi-Fi」という。）の提供を受ける者（以下「契約者」という。）と伊賀上野ケーブルテレビ株式会社（以下「当社」という。）との間における、料金の請求等について適用します。

(債権の譲渡等)

契約者は、サービス契約約款等の規定により支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権が当社に譲渡されること、その結果、当社が当該債権を契約者に請求することを承諾したものとします。

また、この場合、契約者は、当社及び Wi2 が契約者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

(契約の成立)

ケーブル TV Wi-Fi の契約（以下、「本サービス契約」という）は、契約者が当社の本サービス契約の申込み手続きが完了した時点で成立するものとします。

(利用申込みができる者の条件)

ケーブル TV Wi-Fi は、当社の I.C.T インターネットサービスの提供を受けている者に限ります。

(料金等)

- (1) ケーブル TV Wi-Fi の料金は、別紙に定める料金とし契約者は当社が指定する期日および方法で料金を支払うものとします。
- (2) 料金の日割り計算は行わず、本サービス契約の成立月は無償とします。

(契約の解約)

- (1) 契約者は当社が定める方法により、ケーブル TV Wi-Fi を解約することができるものとします。
その場合、契約者はケーブル TV Wi-Fi の解約手続きを行なうものとします。
- (2) 契約者が当社の I.C.T インターネットサービスを解約した場合は、ケーブル TV Wi-Fi も解約するものとします。

(規約の変更)

- (1) 当社は必要に応じて本規約を変更することができるものとし、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

当社が本規約を変更した場合は、契約者に対して、変更内容を当社のホームページに掲載する方法等により告知するものとし、掲載日の翌日に契約者は当該掲載内容を了解したものとみなすものとします。

附則

本規約は 2013 年 1 月 1 日より実施するものとします。